

## 表彰 (敬称略)

◆厚生労働大臣表彰



鈴木 琢雄  
(八日市場イ)

国保運営協議会委員として長きにわたり、保険医の立場から国保事業の健全な運営に貢献されました。

日ごろから地域みんなで助け合い

## 災害時要援護者の登録を行っています

大規模災害時、高齢者や障害者などの要援護者を支援するためには、日ごろから要援護者と協力者が信頼関係を築き、要援護者の所在や状況を把握しておくことが大切です。市では、日ごろの見守りや災害時の支援を行うため10月より災害時要援護者登録を行っています。また、同時に日常生活の状況や要望をお聞きする調査も行います。

### ◆登録方法

地区の社会福祉協議会役員が、12月末日までに対象となる人の世帯を訪問して、この制度に登録を希望するかを確

## 新農業委員紹介 (敬称略)

地域農政の重要な推進役を務める新農業委員4人が、議会推薦により10月1日に選任されました。

問 農業委員会事務局 ☎73-0090



熊切 清  
(金原)



石毛利 雄  
(荻野)



伊藤 幸夫  
(川辺)



菅谷 守夫  
(飯塚)



◆対象者(登録できる人)  
①70歳以上の1人暮らしの高齢者 ②75歳以上の高齢者世帯 ③障害のある人 ④民生委員が認めた人(高齢や障害者ではないが移動が困難な人、妊産婦、日本語がわかりづらい外国人などを含む)

### ◆情報の活用

登録された情報は、地区社会福祉協議会長、担当地区民

生委員、自主防災会、市社会福祉協議会、市関係部署で共有し、要援護者の日ごろの見守りやニーズの把握、災害時の安否確認および避難補助などに活用します。

問 市社会福祉協議会 ☎73-0

759、高齢者支援課支援班

☎73-0033、福祉課福祉

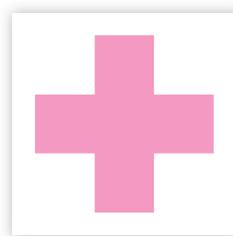
班 ☎73-0096

赤十字活動資金に578万円

## ご協力ありがとうございました

日本赤十字社千葉県支部匝瑳市地区における平成24年度の社資募集について、実績を報告します。

- ◆一般社資 4,983,400円
- ◆法人社資 800,595円
- ◆合計 5,783,995円



皆様からご協力いただきました活動資金につきましては、日本赤十字社千葉県支部に送金させていただきました。

国内における災害救護活動、国際的な救援活動、血液事業、医療事業、救急法や家庭看護法等の講習の普及など様々な分野において、赤十字の人道的事業を積極的に推進し、国内外の赤十字活動に有効活用させていただきます。

問 福祉課福祉班 ☎73-0096

## 11月は児童虐待防止推進月間です

気づくのはあなたと地域の心の目

虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。秘密は厳守されますので、おかしいと感じたら迷わず連絡してください。あなたの実行が子どもを虐待から守ります。

虐待ゼロのまちを目指しましょう。

### ◆子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通報)を
- ②「しつけのつもり」は言い訳。子どもの立場で判断
- ③ひとりで抱え込まない。あ



あなたにできることから行動を

④親の立場より子どもの立場、子どもの命が最優先

⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

### ◆虐待発見時の連絡先

福祉課児童班 ☎73-0096、  
銚子児童相談所 ☎0479-23-0076

平成25年度

## 保育所入所受け付けが始まります

平成25年4月からの保育所入所新規希望および継続入所希望の受け付けを実施します。

### ◆受付期間

12月3日(月)～21日(金)

※保育所(園)での受付日は左表の通りです。

### ◆入所対象者

平成19年4月2日以降に生まれた市内に住民登録がある児童で、保護者が次のいずれかの事情で保育に困っている家庭の児童

①家庭外で仕事をしている(求職中も可) ②家庭内で仕事をしている ③妊娠中、または産後間もない ④病気、ケガまたは心身などに障害が

### ◆保育所(園)での受付日

施設名	期 日	時 間
椿海保育園	12月3日(月)	15時～17時
平和保育所	12月4日(火)	15時～17時
栄保育園	12月5日(水)	9時～11時
共興保育園	12月6日(木)	15時～17時
須賀保育園	12月7日(金)	15時～17時
東保育園	12月10日(月)	15時～17時
匠塚保育園	12月11日(火)	16時～17時
豊和保育所	12月12日(水)	16時～17時
八日市場保育所	12月13日(木)	15時～17時
豊栄保育所	12月14日(金)	16時～17時
吉田保育所	12月17日(月)	16時～17時

ある ⑤同居の家族を介護している ⑥家族が災害に遭い復旧にあたっている

### ◆申込方法

入所申込書と家庭状況調査書に必要事項を記入し、各種必要書類を添付した上で福祉課または野栄総合支所に期限内に提出してください。

なお、市外の保育所へ入所希望の人は福祉課へお問い合わせください。

### ◆受け付けに必要な書類

申込児童1人につき次の書類を各1部ずつ。申込用紙は福祉課と各保育所(園)にあります。

①入所申込書 ②家庭状況調査書 ③家庭で児童の保育ができないことを証明する書類(会社員やパートなどで勤めている場合：就労証明書 ※農業や自営業者の場合は農業・自営業者用の就労証明書 出産の前後の場合：母子手帳の写しまたは診断書 疾病や看護などの場合：診断書・障害者手帳・介護保険証の写し) ④平成



24年分の税額を証明する書類(給与所得のみの人：平成24年分源泉徴収票の写しを1月末までに提出 確定申告を行った人：平成24年分確定申告書の写しを3月15日までに提出)

※③、④は父母両方の書類が必要です。④については、祖父母などが入所児童を税の扶養に入れていた場合は、祖父母などの書類も必要です。

### ◆入所の決定

定員以上の申し込みがあった場合は、家庭状況などを総合的に考慮し、保育困難度の高い児童から優先的に入所となります。

### ◆その他

年度途中からの入所を希望する人は、入所希望月の前月15日までにお申し込みください。

なお、申込書提出後に申し込みを取り消す場合は、左記までご連絡ください。

福祉課児童班 ☎73・0096

11月は「ちば国保月間」です!

## 国保税 Q&A

Q 年度の途中で国民健康保険に加入した場合の国保税はどうなりますか?

A 国保税は、加入手続きをした月からではなく、国民健康保険の資格を得た月分からの課税となります。

◆年度の途中で新たに国民健康保険に加入した場合には、資格を得た月から年度の末月(3月)までの月数分の国保税を納めていただくことになります。

$$\text{納付をお願いする国保税額} = \frac{\text{年間国保税額} \times \text{資格を得た月から年度の末月(3月)までの月数}}{12\text{か月}}$$

◆年度の途中で他市町村から転入した人の国保税は、所得割額を除いた資産割、均等割および平等割を課税した後、所得金額を前住所地に照会して、所得金額が判明した後、その所得金額に係る分の国保税を追加します。

◆年度の途中で国民健康保険の資格がなくなった人の国保税は、資格がなくなった前月分までを計算期間として国保税を計算し、不足額がある場合は追加納付をお願いし、納め過ぎている場合は還付となります。

☎税務課市民税班 ☎73-0087

守ろうよ一生使う自分の歯

## 11月8日は「いい歯の日」



◆いつまでも自分の歯を守るため、次のことに注意しましょう

20本の歯があればほとんどの物が噛めるといことから、80歳になっても20本以上の歯を保とうという「8020運動」があります。この目標に到達するためには、中間目標として60歳で24本の歯を維持していけばよいのです。

さて、皆さんは自分の歯が何本あるかご存じですか。早速、鏡で確認してみましょう。

健康課 ☎73・1200